

# オーストラリアの気候変動対策と 気候関連開示



PwC オーストラリア  
シニアアソシエイト **岡村 美慧**

PwC オーストラリア  
ディレクター **江川 竜平**

## はじめに

オーストラリア（豪州）は、開放性・強靭性・多様性に富む市場経済であり、2025年時点の名目GDPは世界14位、一人当たり名目GDPは約6万4,500米ドルと高い水準にあります。加えて、豊富な資源、先進的なサービス産業、高学歴の労働力に支えられた安定成長の歴史を持つ一方で、気候変動による重大かつ多面的なリスクに直面しており、インフラ、農業、水産業などの主要セクターを横断して脅威が生じています。

2025年9月に公表された同国初の包括的な気候リスク評価結果は、実効性のある対策が講じられない場合、海面上昇だけでも2050年までに約150万人が危険にさらされるおそれがあると警鐘を鳴らしています。こうした課題を受け、豪州政府は経済・環境・財務の観点からリスク分析を強化していますが、気候変動の影響の規模や長期的な意味合いについては依然として不確実性が残ります。そのため、サステナビリティ関連投資の加速、技術導入の前進、そして気候関連開示の拡充・義務化の推進が喫緊の課題となっています。

本稿では、このような状況を踏まえ、豪州の「ネットゼロ2050計画」および「国家気候レジリエンスと適応戦略2021-2025」を概説するとともに、より持続可能でレジリエントな未来の実現を後押しするために2025年に導入された気候関連開示の概要を解説します。

なお、文中の意見に係る記載は筆者の私見であり、PwCオーストラリアおよび所属部門の正式見解ではないことをあらかじめ申し添えます。

## 1 豪州の気候変動戦略

豪州の気候変動戦略は、気候変動の影響に対するレジリエンスを構築しつつ、低炭素社会への移行を目指す包括的な計画を含んでいます。この取り組みで中核となるのは、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するという計画です。この計画は、パリ協定に基づく国際的な約束に則り、主要な経済セクター全体の排出削減の道筋と各セクター固有の戦略が盛り込まれています。

これらの戦略は、新興産業の新たな経済機会の獲得と気候変動の影響緩和を両立させる、豪州の統合的なアプローチを示しています。また、技術革新の活用や持続可能な取り組みの促進を通じて、国際的な気候目標の達成に寄与する内容となっています。

### (1) ネットゼロ2050計画

豪州政府のネットゼロ2050計画は、地球温暖化を $2^{\circ}\text{C}$ 未満に抑え、さらに $1.5^{\circ}\text{C}$ への抑制を目指す努力を追求するために作成された、パリ協定に対する豪州のコミットメントを具体化する枠組みです。本計画は主要な経済部門全てを対象としており、排出削減に加え、低排出・再生可能エネルギー分野への投資を促進するための政府の優先施策や政策、具体的な措置を提示しています（図表1、図表2）。

### (2) 国家気候レジリエンスと適応戦略2021-2025

「国家気候レジリエンスと適応戦略2021-2025」は、気候変動に伴う課題に対応するための基本的な枠組みです。2021年に発表された本戦略は、気候変動の予測、管理、適応能力を強化することを目的としており、この適応は政府、企業、コミュニティを含め社会全体の責任であり、あらゆるレベルでの継続的な関与が不可欠であることを強調しています。

図表1：ネットゼロ2050計画の主要な構成要素と目的

名称	目的
セクター別計画	ネットゼロ計画には、電力とエネルギー、輸送とインフラ、産業、農業と土地、資源、建築環境の6つのセクターごとの排出削減計画が盛り込まれており、それぞれのセクターにおける排出削減のロードマップを分析するとともに、ネットゼロへの移行におけるトレードオフと機会の管理に重点を置いています。
2035年排出削減目標	2025年9月に豪州政府は、2035年までに温室効果ガス排出量を2005年比で62～70%削減する新たな国家目標を発表しました。これは、2030年までに47%削減とする従来目標と比べて大幅な引き上げとなります。改定後の目標は豪州の国益に合致するもので、同国の生活様式と自然環境を守り、輸出企業・農業者・産業が国際競争力を維持できるよう支援し、投資を喚起するとともに、2050年のネットゼロ排出達成に向けた取り組みを加速させることを目指しています。
横断的な問題	本計画は、スキルや労働力の開発、地域の機会創出など、分野横断的かつ重要な問題を対象としています。また、セクター別計画においては、排出削減の評価、障壁の除去、社会的公平性の推進、国際協力の強化といった要素が考慮されています。
実現技術	排出削減を支援する主要な技術としては、大気中の炭素除去、バイオエネルギー、炭素回収、電化、エネルギー効率向上、水素、低炭素燃料などが挙げられます。
指針	ネットゼロ計画と各セクター別計画は、環境への影響、経済効率性、全ての豪州国民（とりわけ地方に暮らす人々）の経済的、雇用的、社会的利益の促進という原則に基づいて策定されています。

出所：PwC作成

図表2：ネットゼロ2050計画のサポートアクションと考慮事項

項目	考慮事項
気候変動庁 (CCA)	CCAは、国際的、社会的、経済的影響を踏まえ、ネットゼロ計画と2035年目標に関して政府に独立した助言を提供しています。
現行政策	本計画は、大規模事業所の排出上限設定・削減の枠組みであるセーフガードメカニズム、再生可能エネルギー比率82%目標、容量投資スキーム (CIS)、新車効率基準など、既存の排出削減政策を基盤としています。
経済的機会	グリーンメタルや水素分野などにおける新たな産業および輸出機会の創出を通じて、世界経済の変化を積極的に活用することを目的としています。
連携と協議	ネットゼロ計画の策定にあたっては、閣僚や関連機関、CCAと連携し、包括的な助言と洞察を得ることが求められます。
進路と不確実性	本計画は、国際的な目標や技術コスト、市場動向などの不確実性を考慮し、多様なシナリオを活用して政府および企業の意思決定を支援しています。

出所：PwC作成

戦略の主な目的は、コラボレーションによる投資と行動の促進です。政府、企業、コミュニティ間の連携を促進し、気候リジリエンスの構築を目指しています。豪州政府は、国家としてのリーダーシップを發揮し、調整役として多様な利害関係者と連携しながら、具体的な行動と投資の推進に重要な役割を担っています。また、関連する以下2つの取り組みを政府は推進しています。

- ① **気候情報とサービスの充実**：気候変動の予測、管理、適応をより的確に行うには、正確かつ調整された気候情報の提供が不可欠です。政府は世界水準の気候科学に広くアクセス可能な環境を整え、効果的な適応策の支援に取り組んでいます。
- ② **進捗状況の評価と継続的改善**：気候変動の対応策の進捗状況を継続的に評価することが重要です。政府は国家的な評価および独立した評価を実施し、適応策の長期的かつ持続的な改善に取り組んでいます。

## 2 豪州サステナビリティ報告制度

### (1) 豪州サステナビリティ報告制度ができるまで

① (2) で述べたような背景もあり、豪州はかねてより、気候に関する標準的な開示を企業に課す意向を持っていました。そのなかで、2023年6月の国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board : ISSB) によるIFRS S1号およびS2号の最終化を受け、その翌日には豪州財務省が気候関連開示の強制適用に向けた市中協議書を公表しました。そこから、各国に比しても稀にみるスピードで制度化が進み、2024年初めには財務改正法案が豪州議会に提出され、2024年9月には財務改正案が議会で承認されました。同じようなタイミングで、ISSBをベースとした、豪州独自のサステナビリティ開示基準が、豪州会計審議会 (Australian Accounting Standards Board : AASB) より発表されました。

そして、2025年1月1日に開始する会計年度以降、豪州サステナビリティ報告制度による義務的開示が始まります。まさに何百社という会社が、会社法に基づくサステナビリティ報告を準備し、その過程で、会社にとっての気候関連リスクおよび機会の把握、ならびにその財務的影響を数値化し、戦略に反映しています。さらに、当該保証に使用される保証の基準も、世界でほぼ初めてとなる国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000に則った豪州サステナビリティ保証基準 (ASSA) 5000によって、実施されることになりました。

以下では、豪州の気候関連開示の制度と、開示内容ならびに保証業務について詳しく述べます。

## (2) 豪州サステナビリティ開示基準

豪州サステナビリティ開示基準を理解するためには、まずそのベースとなった国際基準について把握しておく必要があります。世界初の国際的なサステナビリティ開示基準 (IFRS S1号およびS2号) は、ISSBにより、2023年6月26日に公表されました。本基準は、サステナビリティ情報開示が投資家の情報ニーズを満たす開示となるよう、グローバルに求めるべき開示基準のベースラインを包括的に示しました。国際基準は主に次の2つから構成されています。

- IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」は、サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別、ならびに識別したリスクおよび機会の開示に関するガイダンスを提供しています。
- IFRS S2号「気候関連開示」は、テーマ別基準であり、気候関連のリスクおよび機会を識別、測定および開示するための要件を定めています。

AASBは、国際基準の公表を受け、2023年10月30日に豪州サステナビリティ報告基準 (Australian Sustainability Reporting Standards : ASRSs) の公開草案ED SR1号を公表し、コメントを募集しました。コメントは、2024年3月に締め切られ、最終版は2024年9月20日に公表されています。AASBは、国際基準を豪州に導入するにあたり「気候関連情報を第一に優先」するというアプローチを取りました。これは、本節の冒頭で述べたように、豪州において、法的拘束力のある気候報告制度を確立するという、政府の公約に沿うためでした。AASBが公表した最終的な基準は、次のような構成となっています。

- AASB S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」は任意基準です。IFRS S1号が扱う範囲と同様に、サステナビリティ関連の財務情報開示を対象としています。
- AASB S2号「気候関連開示」は強制適用基準です。気候関連の基準に、IFRS S1号における開示に必要な基礎的な要件を組み込んだ基準となっており、本基準単体で開示基準として機能します。

当初のASRSs公開草案には国際基準ではない、豪州独自の要件が盛り込まれていました。しかし、寄せられたコメントに基づき、ASRSは基本的に国際基準と整合した内容となりました。公開草案から最終版に至るまでに論点となり、変更が加えられた点は、主に以下のとおりです。

1. 温室効果ガス測定において「温室効果ガスプロトコルの企業算定および報告基準 (GHG プロトコル)」を用いることを要求しつつ、IFRS S2号に含まれている、企業が活動する法域の法令の要請によりその他の測定方法が要請されている場合、当該法域の法令による測定方法を用いるという規定を認めました。豪州にはすでに政府主導による温室効果ガス排出量報告制度、NGERs (National Greenhouse and Energy Reporting : 国家温室効果およびガスエネルギー報告) フレームワークがあります。この規定が認められたことで、NGERsの義務的報告が課されている企業は、ASRSに基づく温室効果ガス排出量の開示において、NGERs測定基準かGHGプロトコル報告基準のどちらかを選択できるようになりました。ただし、NGERs報告が求められていない企業は、ASRSによる報告にNGERs測定基準を用いることはできず、GHGプロトコル報告基準を使用する必要があります。
2. 資産運用、商業銀行または保険の活動に携わる企業は、ファイナンスドエミッション (投資に関連する排出量) に関する追加開示が義務付けられました。草案時点での要求事項は、当該情報の開示を検討することにとどまっていました。
3. スコープ2温室効果ガス排出量の開示要件からマーケット基準を削除しました。したがって、ASRSsでの報告で必要とされる開示は、ロケーション基準のスコープ2温室効果ガス排出量のみとなります。

AASBはAASB S2号を国際基準に可能な限り合わせるよう努めましたが、いくつか違いが残っています。主な相違点

は以下のとおりです。

- AASB S2号は、IFRS S1号の開示に必要な基礎的な事項を含んだ気候関連の基準であり、現時点で唯一の強制適用基準です。IFRSサステナビリティ開示基準では気候以外のトピックも幅広く包括している一方、ASRSに基づく報告義務のトピック範囲は気候限定であり、スコープが狭いということに留意が必要です。
- 国際基準では、SASB基準およびIFRS S2号の産業別ガイダンスを参考し、産業別の指標を開示することを求めています。現時点でAASB S2号にこの要求事項はありません。ただし、AASBは将来的に産業別開示を導入する方法について検討するプロジェクトを進めています。
- IFRS S2号は、気候シナリオ分析で検討するシナリオの内容や数を経営陣の判断に委ねています。AASBはIFRS S2号との整合性を確保するため、当初設けていたシナリオ分析に関する豪州独自の要件を削除しました。ただし、豪州議会が可決した最終的なサステナビリティ報告の法案では、「世界の気温上昇が1.5°C未満に収まるシナリオ」と「2°Cを大幅に超えるシナリオの2つの気候シナリオ」の2つで評価を行うという要求事項が含まれています。つまり、ASRSに定めはなくとも、豪州サステナビリティ報告書を作成するにあたって、企業はこれら2つのシナリオ分析を実施する必要があります。

### (3) 報告義務の範囲と開始時期

サステナビリティ報告書の作成が必要な企業と、報告の開始時期は、2024年9月9日に豪州議会で可決された法案に定められています。

具体的には、豪州会社法Chapter 2Mに基づいて、財務

報告書の提出が義務付けられている企業のうち、報告年度において次のいずれかの条件を満たす企業は、**図表3**に示すタイムラインに沿ってサステナビリティ報告書を作成する必要があります。なお、対象企業は上場および非上場の企業、金融機関、登録可能なスーパー・アニュエーション、豪州証券投資委員会 (Australian Securities & Investments Commission : ASIC) に登録済み投資スキームを含みます。

- 3つの規模基準（連結売上高、連結総資産、連結フルタイム相当の従業員数）のうち2つ以上を充足
- NGER Actの適用対象企業（または登録申請が必要な企業）
- 会計年度末における資産価値（連結対象事業体を含む）が50億豪ドル以上の資産保有者である企業。なお、資産保有者は、規制当局に登録可能なスーパー・アニュエーション、規制当局に登録済み投資スキーム、小売企業集団投資ビークル (CCIV) を指します

以下の場合は報告が免除されます。

- 該当する規模基準を下回る小規模な企業
- 豪州会社法Chapter 2Mに基づき財務報告書の提出が免除されている法人 (ACNC登録の豪州慈善団体および非営利団体など)
- 豪州に設立された親会社が、会計年度の連結サステナビリティ報告書の作成を選択している場合のその子会社。連結親会社が単一の企業としてサステナビリティ報告書を作成する場合に限り、親会社のみに当該会計年度のサステナビリティ報告書を作成する義務が発生します

図表3：報告義務の範囲と開始時期

グループ	最初の年次報告期間の開始日	次の3つの基準のうち、2つ以上の基準を満たす大企業とその被支配企業			NGER報告対象企業	資産保有者
		会計年度連結売上高	会計年度末連結総資産	会計年度末フルタイム相当の従業員数		
グループ1	2025年1月1日以降	5億豪ドル以上	10億豪ドル以上	500人以上	NGER開示基準値以上 (スコープ1と2の排出量50ktCO2-e)	該当なし：グループ1の対象外と法案が明示しています
グループ2	2026年7月1日以降	2億豪ドル以上	5億豪ドル以上	250人以上	その他全てのNGER報告企業	50億豪ドル以上
グループ3	2027年7月1日以降	5,000万豪ドル以上	2,500万豪ドル以上	100人以上	該当なし	該当なし

出所：PwC作成

グループ1およびグループ2に該当する企業は全て、AASBが発行するサステナビリティ基準に準拠して、年次サステナビリティ報告書を作成する必要があります。グループ3に該当する企業もこの要件の対象です。ただし、グループ3の企業は、当該企業に重要な気候関連リスクおよび機会がないと判断した場合、サステナビリティ報告書を作成しないことも可能です。その場合、サステナビリティ報告書の代わりに、重要な気候関連リスクおよび機会がないこと、およびその理由について表明した声明を開示する必要があります。

グループ1の企業は、2025年1月1日以降に開始する年度から開示する必要があります。グループ2は2026年7月1日以降、グループ3は2027年7月1日以降に開始する年度から開示が必要です。

#### (4) 報告の形式と開示先

この法案では、企業に「サステナビリティ報告書」の年次作成を義務付けています。報告書の構成は、次のとおりです。

- 当該年度の気候諸表声明
- 気候諸表声明の注記
- 環境のサステナビリティ問題に関する、法令が要求する声明
- 取締役宣誓書

サステナビリティ報告書は株主およびASICに対して、財務諸表を提出するタイミングと同時に提出する必要があります。

豪州の法律は、海外に親会社がある豪州子会社が、自ら報告書を作成せずに、海外の親会社が作成した連結サステナビリティ報告書を代替として提出することを認めていません。したがって、海外親会社の子会社である豪州のグループ企業が上記の報告書作成の基準を満たす場合、サステナビリティ報告書は、豪州グループレベルで作成し、豪州子会社の取締役の承認を得たうえでASICに提出する必要があります。

#### (5) 取締役の義務と責任の枠組み

この法律は、サステナビリティ報告書の一部の情報に関する取締役の責務について、一時的に限定しています。

- 2025年1月1日から3年の間に開始する年次のスコープ3 温室効果ガス排出量、シナリオ分析、移行計画に関する開示に関しては、いかなる訴訟も提起できません。

- 2025年1月1日から1年の間に開始する年次は、将来に関する気候の開示に関して、いかなる訴訟も提起することはできません。

上記の免責は、訴訟をASICが提起する場合、または訴訟の性質が刑事事件である場合には適用されません。

前述のとおり、取締役はサステナビリティ報告書に関する取締役宣誓書を開示する必要があります。この宣誓書には、気候諸表とその注記をAASBが公表したサステナビリティ開示基準に準拠し作成したことを記載する必要があります。

#### (6) 気候関連開示に対する保証

2025年1月28日、豪州監査・保証基準審議会 (Auditing and Assurance Standards Board : AUASB) は、豪州サステナビリティ保証基準「サステナビリティ保証業務の一般的な要求事項 (ASSA 5000)」と、保証要件の段階的な導入を示した「サステナビリティ報告書の情報に対する監査とレビューのタイムライン (ASSA 5010)」を承認しました。ASSA 5000は、国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的な要求事項」を基礎にしています。

ASSA 5000は、企業の気候関連情報開示を保証するためには用いられる、新たなサステナビリティ保証基準です。この保証基準は、業務の受入から継続、完了に至るまで、サステナビリティ保証業務のend-to-end プロセスにおける基本的な要件を網羅しています。ISSA 5000基準自体は、2026年12月以降より適応開始となるため、ISSA 5000に則った基準によりサステナビリティ保証業務が実施されるのは、豪州が世界に先行することになります。

保証タイムラインは、ASSA 5010に規定されています。強制適用が始まる初年度では、限定的保証が、スコープ1および2の排出量、ガバナンス、戦略に係る開示要件のうちリスクおよび機会に関連するパラグラフのみについて求められます。AUASBは、グループ1に該当する企業のうち、会計年度が2025年1月1日から6月30日の間に開始する企業は、初年度に求められる限定的保証の範囲が翌年度にも繰り返されることを明確にしました。これは、2025年1月1日から6月30日の間に開始する会計年度に係る保証範囲が、2026年1月1日から6月30日の間に開始する会計年度と同じであることを意味しています。

これらの企業は、2026年1月1日から6月30日の間に開始する報告期間においてスコープ3の排出量を開示する必要がありますが、当該排出量の開示に対する保証は要求されて

図表4：2025年1月1日から6月30日までの間に会計年度が開始するグループ1に該当する企業の報告および保証のタイムライン

開示項目	報告年度				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
ガバナンス					
戦略：リスクおよび機会 <sup>※1</sup>	※2	※2			
気候レジリエンスの評価／シナリオ分析					
移行計画					
リスク管理					
スコープ1および2排出量					
スコープ3排出量					
気候関連指標および目標					

※1 「重要な気候関連のリスクおよび機会が存在しない」という声明に対する保証のレベルは、「戦略：リスクおよび機会」を保証する場合と同じです。

※2 AASB S2号「気候関連開示」のサブパラグラフ9(a)、10(a)、10(b)のみが保証の対象です。

出所：PwC作成

図表5：2025年7月1日から会計年度が開始するグループ1に該当する企業、およびグループ2とグループ3に該当する企業の報告と保証のタイムライン

開示項目	報告年度			
	1年目	2年目	3年目	4年目 <sup>※1</sup>
ガバナンス				
戦略：リスクおよび機会 <sup>※2</sup>	※3			
気候レジリエンスの評価／シナリオ分析				
移行計画				
リスク管理				
スコープ1および2排出量				
スコープ3排出量				
気候関連指標および目標				

※1 グループ3の企業は、2030年7月1日から2031年6月30日までの会計年度。それ以降、全ての気候情報開示について、法律により合理的な保証が義務付けられます。

※2 「重要な気候関連のリスクおよび機会が存在しない」という声明に対する保証のレベルは、「戦略：リスクおよび機会」を保証する場合と同じです。

※3 AASB S2号「気候関連開示」のサブパラグラフ9(a)、10(a)、10(b)のみが保証の対象です。グループ3に該当する企業は、重要な気候関連リスクおよび機会がないと判断した場合、その旨の声明のみを作成し、報告書の作成を不要とする免除規定を適用することができます。その場合、当該声明について、同じレベルの保証を受ける必要があります。

出所：PwC作成

いません。

企業の会計年度末に基づいて、報告2年目または3年目では、他の全ての開示に対して限定的保証が必要です。4年目または5年目までには、全ての開示に対して合理的保証が必要となります。必要な保証の種類、およびその段階的導入に関する詳細は図表4および図表5を参照してください。

### 3 おわりに

アボリジニやトレス海峡諸島民をはじめとする先住民が約

6万年以上にわたり暮らしてきた歴史を持つ豪州は、その土地・天然資源・水資源を最大限に活用することで、持続的に高い経済成長を実現してきました。今後も持続的な成長を達成するためには、気候変動を含むサステナビリティの重要課題に対し、政府、企業、コミュニティが一体となって取り組むことが不可欠です。

サステナビリティに関する「開示」の観点から社会や環境の変革を積極的にリードしようとする豪州について、本稿が皆さまのご関心を深める一助となれば幸いです。

**岡村 美慧** (おかむら みさと)

PwC オーストラリア 日本企業部／サステナビリティレポートティングアシュアランス部 シニアアソシエイト  
 PwC Japan 有限責任監査法人にて、2016年より事業会社の日本・IFRSでの会計監査や内部統制監査業務などに従事。監査のデジタルトランスフォーメーションの推進にも携わる。2022年2月よりPwCオーストラリアのメルボルン事務所に赴任し、現地上場企業や日系企業を含む非上場企業の気候関連開示作成支援、および、サステナビリティ情報を含む非財務情報の保証業務に従事している。

日本公認会計士。

メールアドレス : misato.a.okamura@au.pwc.com

**江川 竜平** (えかわ りょうへい)

PwC オーストラリア 日本企業部／アシュアランス部 ディレクター  
 2007年PwC あらた監査法人（当時）東京事務所に入所し、日本の上場企業や欧米の外資企業の日本子会社に対する会計監査、内部統制監査業務、各種アドバイザリー業務に従事。2014年にPwCオーストラリアのシドニー事務所に出向後、転籍。豪州において日本、豪州、米国企業に監査・アシュアランス業務を提供。また、日本企業部メンバーとして日本子会社に対する各種支援を実施。

豪州勅許会計士、米国公認会計士。

メールアドレス : ryohei.a.ekawa@au.pwc.com